

京 都 大 学 名 誉 教 授 称 号 授 与 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>第1条 本学は、次の各号の一に掲げる者に京都大学名誉教授の称号を授ける。</p> <p>(1) 本学教授として7年以上勤務した者で教育上又は学術上功績のあつたもの</p> <p>(2) 学術上特に功績の顕著であつた教授で特別の選考を経た者</p> <p>(3) 総長として功勞の顕著であつた者</p> <p>2 本学教授の勤務年数が5年以上で国立大学法人京都大学教職員就業規則第19条第2号又は第4号により退職した者は、前項第1号の年数に達しなくても選考することができる。</p> <p>第2条 前条第1号又は第2号の該当者に名誉教授の称号を授けようとするときは、当該部局長は、教授会又はこれに代わるべき会議でその構成員の3分の2以上の同意を得て、総長に内申しなければならぬ。</p> <p>2 総長は、前項の内申があつたときは、教育研究評議会の3分の2以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>第1条 (同 左)</p> <p>2 本学教授の勤務年数が5年以上で国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「教職員就業規則」という。)第19条第2号又は第4号により退職した者は、前項第1号の年数に達しなくても選考することができる。</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>第4条 総長は、名誉教授の称号を授与された者が、<u>その在職中又は退職後に教職員就業規則第48条の2の規定による懲戒の事由に相当する行為をしたことが判明したときは、教育研究評議会の3分の2以上の同意を得て、名誉教授の称号を取り消すことができる。</u></p> <p>附 則<br/>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> |